

# 家族会

平成25年12月6日

## 1、指定地域密着型サービス事業者等実地指導報告

指導の日時及び場所 平成25年11月14日(木)  
午後1時30分～午後5時まで  
グループホームわかば施設内

指導担当者 長寿課 山下様・太田様

出席者 若松・宮田

### 前回実地指導にて指摘された事項

- ① 要介護認定審査切れあり  
要介護認定等の更新が有効期間終了する30日前にはなされるよう、必要な援助(電話で確認、認定更新案内書類代理受領届)行っている。
- ② 避難訓練 夜間想定が行われていなかった。  
19日を避難訓練日としてレクリエーションで日中、夜間を想定し行っている。  
年2回地域住民の協力をもらい、防災訓練を行っている。

### 実地指導にて指摘された事項

- ① 入居年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は退去の年月日を被保険者証に記載しているか。

わかば→被保険者証を預かっている利用者は記載しているが、家族が管理している方は記載していない。退所時も記載していない。

市 →契約時記載、退所時記載するよう指示あり。

- ② 施設サービス計画書

わかば→遠方にご家族がいる利用者は、利用者に説明後、署名していただく。

家族が帰省時サービス担当者会議を行い、署名捺印していただく。

市 → 家族が遠方におられる、サインが書けない、理解ができない利用者に関しては、計画書を送り、署名捺印の上返送の指示あり。

### ③ 指定更新の掲示

わかば → 運営規定のみ掲示

市 → 指定更新通知書掲示するよう指示あり。

### ④ 退所時加算

利用者の同意の上、退所日から2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示す文書及び居宅サービス又は地域密着サービスに必要な情報を提供

わかば → 加算処理時、県・市・国保連に処理ができるか問い合わせ行う。  
加算処理の承諾を得る事が出来た為、処理を行う。

市 → 2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示す文書が提出されていないので、加算を算定することはできない。

### ⑤ 厚生労働省令に定める事項に変更があった時10日以内に、その皆を市長に届け出ていますか。

わかば → 運営規定の変更後市長に届け出していない。

市 → 届け出提出指示あり。

- ① ～⑤の实地指導にて指摘された事項を早急に改善する。  
監査内容に関しては、わかば通信、HPでも報告していく。

## 2、施設から連絡

### ☆受診について

- ・ 東内科定期受診が訪問診療になりました。
- ・ 東内科以外及び専門医受診はご家族で対応をお願いします
- ・ 緊急時の場合、わかばで対処しますが、諸手続きはご家族をお願いします。

☆衣替えに新調時の注意点について

- ・氏名を必ず記入してください
- ・黒っぽい生地の場合、ネームシール、白糸で名前を記入してください。

### 3、ご家族からご意見、ご要望